

厚生労働大臣認定の「くるみん認定」を受けました。

令和3年7月26日

沼津信用金庫では平成31年4月1日より、当金庫の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、「次世代育成支援対策推進法」による、行動計画を掲げ取り組みをしてまいりました。今般、男性職員の育児のための休暇取得推進、有給休暇取得の推進、ワークライフバランスへの取り組みへの功績が認められ静岡労働局より、「子育てサポート企業」として「くるみん認定」されました。

今後も、職員全体が働きやすい職場風土をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境の攻勢を図ることとしています。



## 基準適合一般事業主認定通知書

沼津信用金庫 殿

貴法人の平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく基準に適合するものと認定しましたので、通知します。

令和三年七月二十六日

静岡労働局長

